

## 2027 コードとISの更新プロセス

### ステークホルダーとの協議段階主な変更点の概要 **国際教育基準**

#### エグゼクティブ・サマリー

2019年に開催された「第5回スポーツにおけるドーピングに関する世界会議」で、国際教育基準（ISE）が承認された。これは2021年に発効する国際基準（IS）の初版である（2021年ISE）。

2027年規程とISの更新プロセスの一環として、ISEドラフティングチームが設立され、WADA教育委員会とWADAスタッフのメンバーで構成されている。その構成はWADA執行委員会によって承認された。

ISE起草チームは、2021年ISEを実施した加盟国の経験や、WADAのコンプライアンス・モニタリング・プログラムの一環として収集された主要データから導き出された7つの主要コンセプトを文書化した。ISEコンセプト・ペーパーは、[ステークホルダー参画段階](#)の一環として、2023年9月26日に公表され、様々なステークホルダーから238件のコメントが寄せられた。このフィードバックはWADAのウェブサイトから入手可能である。ISEコンセプト・ペーパーの提出とフィードバックは、ISE起草チームが2027年ISEの更新版を起草する際に徹底的に検討された。

加えて、アンチ・ドーピングコミュニティとの協議は、フランスのカンヌで開催された2024年世界教育会議のような様々な関係者イベントや、WADAの社会科学者研究専門家諮問グループ及び教育委員会（後者には特にWADA競技者評議会の代表が含まれている）との協議においても行われた。このプロセスの一環として、競技者評議会全体との更なる協議が計画されている。

ステークホルダー・エンゲージメント・フェーズでは、いくつかのテーマが浮上し、ISEそのものや提案されたコンセプトに関するコメントでは、以下のような肯定的な意見がほとんどであった：

- 政策ツールとしてのISEに対する一般的な支持；
- ISEが教育実践に与えた肯定的な影響の認識；
- 重要な要素や概念について、より明確で詳細な説明が求められている；
- ステークホルダーの役割と責任の明確化を望む；

- 提示された7つのコンセプトに対する広範な支持。
  - 加盟国がISEを実施できるよう、的を絞った支援を要請する。この文書の目的は
- 、2027年ISEで提案された主な変更点の概要を示すことである。

WADA は、この繰り返しに関するすべてのフィードバックを歓迎する。提案された2027年ISEを検討する際には、考慮すべきいくつかの要素がある：

- 提案されている2027年版ISEは、2021年版ISEよりも長い。これは、主要な概念をより明確にし、より詳細な説明を提供すること、および必須要件を明確な用語で記述することを求める利害関係者からの要望によるものである。
- 2021年ISEがこの国際規格の最初の反復であり、その実践的な実施から重要な学習が得られていることから、大幅な変更や追加が提案されていることは予想される。
- 2027年ISEは、意図的に野心的なものとなっている。2027年1月1日に発効するまでの2年半の間に、教育セクターを発展させることを目的としている。これは、当初から教育セクターの継続的かつ将来的な成長に備えることを意味する。
- 現在から 2027 年 1 月 1 日までの間、WADA 規程実施支援プログラム（CISP）を通じて、WADA 規程署名者が 2027 年 ISE に概説された新たな要件を実施できるよう、ツール、テンプレート、リソースを開発、改訂、適応させる。

要約すると、2027年ISEの変更案は、ISEコンセプトペーパーに寄せられた利害関係者のフィードバックを反映したものであり、以下を含む：

- 署名組織の義務的な教育プールを拡大し、ドーピング防止システムの一部となる際に投資される必要がある個人、及び意図的でないドーピング及び／又は意図的なドーピングに対してより脆弱である可能性のある個人を含めること。
- 加盟者が最も重視すべき特定の競技者グループを特定すること。
- 提供される教育の質を守り、高めるための教育者の重要性の高まり。
- 教育者のコア・コンピテンシー（中核的能力）を盛り込み、教育者の採用から認定に至る管理により重点を置く。
- 加盟国による他の教育プログラムの認知を狭めること。
- アスリートやアスリートサポート担当者による事前学習の認識（教育プログラム全体ではなく）に重点を置き、eラーニング教育活動にさらに重点を置く。
- 競技者の進路に沿った加盟国の役割と責任、および非加盟組織との協力と関与の方法を明確にすること。
- 教育プログラムの具体的な成果、及びそのようなプログラムが取り組むことのできる原則、並びにア

ンチ・ドーピング教育の目的の理論的根拠を明らかにすること。

- 加盟者が書類に記載しなければならない事項とその内容を説明する詳細を追加する。
- 教育関連のコンプライアンスの観点から、加盟国の要件を明確にすることを意図した「説明責任条項」の強化。

以下のセクションでは、ISE起草チームが提案した主要な条文を簡潔にまとめている。

---

## 第5条：教育プログラムおよび教育計画

2021 ISEにおいて、加盟者は「教育計画」を通じて「教育プログラム」を文書化することが求められた。利害関係者からのフィードバックによると、「教育プログラム」と「教育計画」の間に混乱があるとのことであった。

その結果、2027年のISEでは、教育プログラムが教育の戦略的要素に重点を置いているのに対し、教育プランでは、ISE内のグループに対する具体的な教育活動の実施を詳述している。

教育プール。教育プログラムの要件も明記され、どのような要素を含めなければならないかが明確になっている。教育プランの要件も明記され、明確な言葉で示されている。

ISE ドラフティングチームは、教育活動の開発は、競技者の進路に沿い、クリーンなスポーツ行動の育成に焦点を当てたカリキュラムによって情報提供されなければならないことを提案する。教育活動」と「クリーンなスポーツ行動」という用語は、2027年 ISE においてさらに明確に定義された。また、カリキュラムは必須文書となった。

---

## 第6条：教育プールの設立

2021年版 ISE において、署名者の教育プールに含めることが義務付けられているのは、(i)制裁措置から復帰した競技者、及び、(ii)検査対象者登録リストに含まれる競技者の2つのグループのみであった。ISE 原案作成チームは、より広範な競技者（及びそのサポート要員）がドーピング防止規則の対象となり、意図的でない又は意図的なドーピングの影響を受けやすく、検査の対象となることを考慮し、これらの要請を拡大することを提案する。ISE 原案作成チームは、本提案が、競技者がドーピング防止に関連する最初の経験は、ドーピング・コントロールを通じてではなく、教育を通じて行われるべきであるという基本原則と首尾一貫していると考えている。

ISE 原案作成チームは、署名義務者である教育プールを、(i) 検査プールに含まれる競技者、及び、(ii) 国際大会に出場する未成年者、という2つの追加的な競技者グループを含むよう拡大することを提案する。この提案は、先日のグローバル教育会議の成果であることに留意されたい。

また、署名者は、自らが主たる責任を負う教育プールに競技者を含めなければならない。すなわち、国際競技連盟は国際レベルの競技者、国内ドーピング防止機構は国内レベルの競技者、主要競技大会団体は主要競技大会の参加者である。

ステークホルダーとの関係構築段階において伝えられたように、現在では、教育プログラムにアスリートサポート要員（ASP）を含めることも約束されている。証拠に、競技者の側近は、競技者の態度や行動に大きな影響を与えることが示されている。ISE起草チームは、教育プールにいる競技者のASPも教育プールに含めることを提案している。競技者のコーチ及び医療関係者も教育プールに含まなければならない。加えて、国際競技大会に出場する未成年者の保護者、資格停止期間から復帰した ASP、および主要競技大会組織によって認定されたその他の ASP を含む特定のグループの ASP も含まなければならない。

教育プールに含めることが義務付けられているからといって、これらのグループに属する一人一人が、ある年

度に対面教育を受けることを義務付けられているわけではないことに留意しなければならない。むしろ、このような個人グループは積極的に特定され、署名者の教育計画に含まれ、定期的に教育を受け、関連情報にアクセスし、当規範の下での責任を十分に認識できるよう、特定の目的を絞った教育活動が行われるものとする。

---

## 第7条：教育者

教育者は、教育プログラムを成功させるための重要な柱である。2021 ISEにおいて、加盟者は、対面式教育を実施する教育担当者を任命することが義務づけられた。教育担当者は、加盟者に代わって教育を提供するために訓練された個人と定義される。

教育者の重要性は、教育者の採用、訓練、認定、再認定を含む教育者管理の重要な要素を規定する新しい条項を通じて、2027年版ISEに反映されている。また、2027年版ISEは、エドューケーターのトレーニングおよび評価活動に携わる個人のためのコアコンピテンシーを特定している。

## 第10.4条：イベント別教育

イベントに基づく教育は、教育プログラムの重要な部分であり、異なる加盟国の教育活動が最も重複しやすい部分である。この点に関して、ISE起草チームは、2027年ISEにおいて、加盟国間の重複をどのように理解すればよいかについて、さらなる明確化と指針を提供することを提案する。

「イベント・ベース教育」という用語は、特定のイベントに関連して提供されるさまざまな段階の教育を含むように再定義された。現在、2027年のISEに含まれている用語は、「イベント別教育」、「イベント前教育」、「イベントベース教育」である。

「競技会特定教育」とは、主要競技会組織及びその他の署名当事者によって組織される競技会に関連する教育を指す包括的な用語である。その内容には、例として、適用されるドーピング防止規則、競技会期間中及び競技会期間外の期間、教育に関連する参加基準、注射針に関する方針、検査を管轄する組織及び TUE の手続等、その競技会に固有の詳細が含まれる。「競技会特有の教育」という用語は、競技会前教育（すなわち、競技会前に行われる教育）及び競技会に基づく教育（すなわち、競技会又は競技会中に行われる教育であり、通常、競技会場において行われる教育）の両方を包含する。いずれの場合においても、教育は、その競技会のニーズ、ドーピング防止規則及び手続に特化したものである。

---

## 第11条：モニタリングと評価

2021年ISEの実施において、加盟国が直面する最大の課題の一つは、教育プログラムのモニタリングと評価手続きであった。従って、2027年版ISEにおいて、ISE起草チームは、現行の要求事項を維持しつつ、関係者により良い指針を提供することに努めた。より包括的で詳細な条文が作成され、この分野に関連する主要項目が網羅されている。これには、教育計画の監視、教育記録の保存、学習の評価、教育プログラムの評価、影響の判定などが含まれる。重要な点として、ISE草案作成チームは、各項目がどのようにプログラムの全体的な評価を支援するのかの理解を深めるために、これらの項目を既存の「教育に関するガイドライン」から昇格させることも提案している。

---

## 第13条～第14条役割と責任

2021 ISEは、加盟者の教育関連の役割と責任を明確に示している。2027 ISEでは、各加盟者の優先事項、特に教育活動の中心となる個人について、さらなる説明を行う。

教育プログラムの開発と実施におけるアスリート、ASP、国内競技連盟、政府の重要な役割を考慮し、ISE草案作成チームは、この点に関するこれらの利害関係者の役割と責任を記述し、確立する新しい条文、第14条を含めることを提案する。

---

## 第15条：説明責任

コンプライアンスの観点からの2027年ISEの必須要件は、この文書全体に明記されているが、より明確にするため、これらの要件とその文書化の方法を概説する1つのセクションにまとめた。説明責任の基礎となる4つの主要文書は以下の通りである：

- 教育プログラム；
- カリキュラムの文書；
- 年次教育計画
- 評価報告書。